

退職手当支給制限処分の取消しを求める訴訟の経過について

■ 詳細情報

平成30年、本市職員（当時）が酒気帯びの状態で自家用車を運転し、接触事故を発生させる事件が発生しました。

本市は、当該職員を懲戒処分に処するとともに、退職手当の全部を支給しない処分を行いました。

その後、元職員は本市に対し、退職手当支給制限処分の取消しを求める訴えを提起しましたが、本年2月9日、この処分について本市の敗訴が確定したため、これまでの経過及び市長コメントを公表しました。

■ 添付資料

- ・ 退職手当支給制限処分の取消しを求める訴訟の経過について
- ・ 小諸市長のコメント

■ 問い合わせ先

小諸市役所 総務課 職員係 担当：田村

TEL0267-22-1700（内線2331） Eメール shokuin@city.komoro.nagano.jp

その他のイベント・お知らせ情報